

特定非営利活動法人創造 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人創造という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県倉吉市八屋301-1番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に障害者に対して、地域での交流、創造的活動、福祉サービスに関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、つぎに掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又スポーツの振興を図る活動
- (3) 職業能力の開発又雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①障害者の作業設置ならびに運営及びその他の対策向上促進を図る事業
 - ②障害者に対する福祉サービス支援事業
 - ③上記に関するまちづくり等の推進事業
 - ④その他当法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし正会員をもって特定非営利活動法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 正会員並びに賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員並びに賛助会員として入会しようとするものは理事長が別に定める申込書により申込みのものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものを入会を認めないときは入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員並びに賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会とどけを提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の決議により、その資格を喪失する。この場合、その会員にたいし決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不正返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事1人以上

2 理事のうち、1人を理事長 2人を副理事長とする。

(専任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人以上を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることは出来ない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又理事長が欠けたときは、理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議の基き、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況をかんさすること。

(3) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は又はこの法人の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長す。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の決議によりこれを解することが出来る。この場合、その役員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の追行に絶えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることが出来る。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
- 3 前項2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に必要な応じて事務局長その他の職員を置くことが出来る。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算ながびn
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任または解任
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期尺借入金を除く。第49条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) 事務局の組織及び 運営
- (10) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は毎事業年度第1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が召集する。

2 理事長は第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を一記載した書面をもって、少なくとも開催予定日の5日前までには通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第1号及び第49条の適用については、総会に出席たものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び決議の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分に1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集

あったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集をする。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までには通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書ころによる。面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条、第1項、第2項の適用については、総会に出席たものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び決議の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は次の各号に掲げるものををもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法だい27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の会計は、事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し草加の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむおでない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決をへなければならない。

(予算の追加及び更生)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て規程予算の追加または、更生することができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(議業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか借入金の借入れその他の新たな義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第50条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動のかかわる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは正会員の総数の4人分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定をえなければならない。

(残余財産)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する
- 2 この法 この法人の設立当初役員は次に掲げる者とする。

| | |
|------|-------|
| 理事長 | 杉根 修 |
| 副理事長 | 大月悦子 |
| 副理事長 | 竹森民枝 |
| 理事 | 藤田義彦 |
| 理事 | 道祖尾孝康 |
| 理事 | 清水雅文 |
| 理事 | 福井靖子 |
| 理事 | 山下初枝 |
| 理事 | 小谷智恵美 |
| 監事 | 安藤節郎 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成22年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の正会員の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 5000円 年額
 - (2) 賛助会員 5000円 年額
- 7 理事の辞退により役員は、つぎに掲げる者とする。

| | |
|------|-------|
| 理事長 | 杉根 修 |
| 副理事長 | 大月悦子 |
| 副理事長 | 竹森民枝 |
| 理事 | 藤田義彦 |
| 理事 | 道祖尾孝康 |
| 理事 | 清水雅文 |
| 理事 | 福井靖子 |
| 監事 | 安藤節郎 |

この定款は平成21年12月11日より施行する。

8 特定非営利活動法人創造の役員の変更

平成24年7月1日理事長の交代により新役員を次のとおりとする。

| | |
|------|-------|
| 理事長 | 竹森民枝 |
| 副理事長 | 大月悦子 |
| 副理事長 | 藤田義彦 |
| 理事 | 道祖尾孝康 |
| 理事 | 清水雅文 |
| 理事 | 福井靖子 |
| 監事 | 安藤節郎 |

この定款は、平成24年7月1日より施行する。

9 貸借対照表の取り扱い

特定非営利活動促進法の改正に伴ない第53条貸借対照表の公告について変更する。

この定款は、平成30年10月1日より施行する。

